

1. 景観計画の見直しにあたって（令和7年度第1回景観審議会の振り返り等）

景観計画の見直しにあたっての考え方

- ① 将来ビジョンや都市計画マスタープラン等が掲げる岸和田市のまちづくり方針を景観面から実現する。
- ② 近年景観へ影響を及ぼす動向について、現景観計画で対応できていない社会変化等への対応を図る。
- ③ 景観施策の実績（現状と課題）を基に、景観計画を見直し、施策の実現性・実効性を高める。

景観計画の改定に関する検討事項（今回）

- ・ 景観配慮地区など地域の景観形成の方針等を再確認し、**景観形成基準の再編**や、**重点地区の指定**に向けた検討。

- ・ **現計画策定後事業化**された市街地整備事業や、本市まちづくり方針に基づく**都市計画道路沿道の街づくり**にかかる景観配慮事項など

対象地域等の現地調査を実施（1-2～1-6）

- ・ 色彩基準外の色彩使用や屋外広告物を多用する傾向にある商業施設等や、隣接する景観行政団体と景観配慮において協調できるよう、**届出対象の規模要件見直し**など。

- ・ 工作物等の届け出の対象として**太陽光発電設備等の再生可能エネルギー施設**や、**野積みヤード（堆積行為）**などの対象行為を追加など。

景観形成基準の再編案の検討（1-7～1-12）

届出対象行為の規模等の見直し・新たな対象行為の要件案の検討（1-13～1-17）

- ・ 地域のシンボルとなる質の高い公共空間として地域の良好な景観を形成する、**景観重要公共施設の指定方針**の追加など。

景観重要公共施設の指定方針案の検討（1-18）

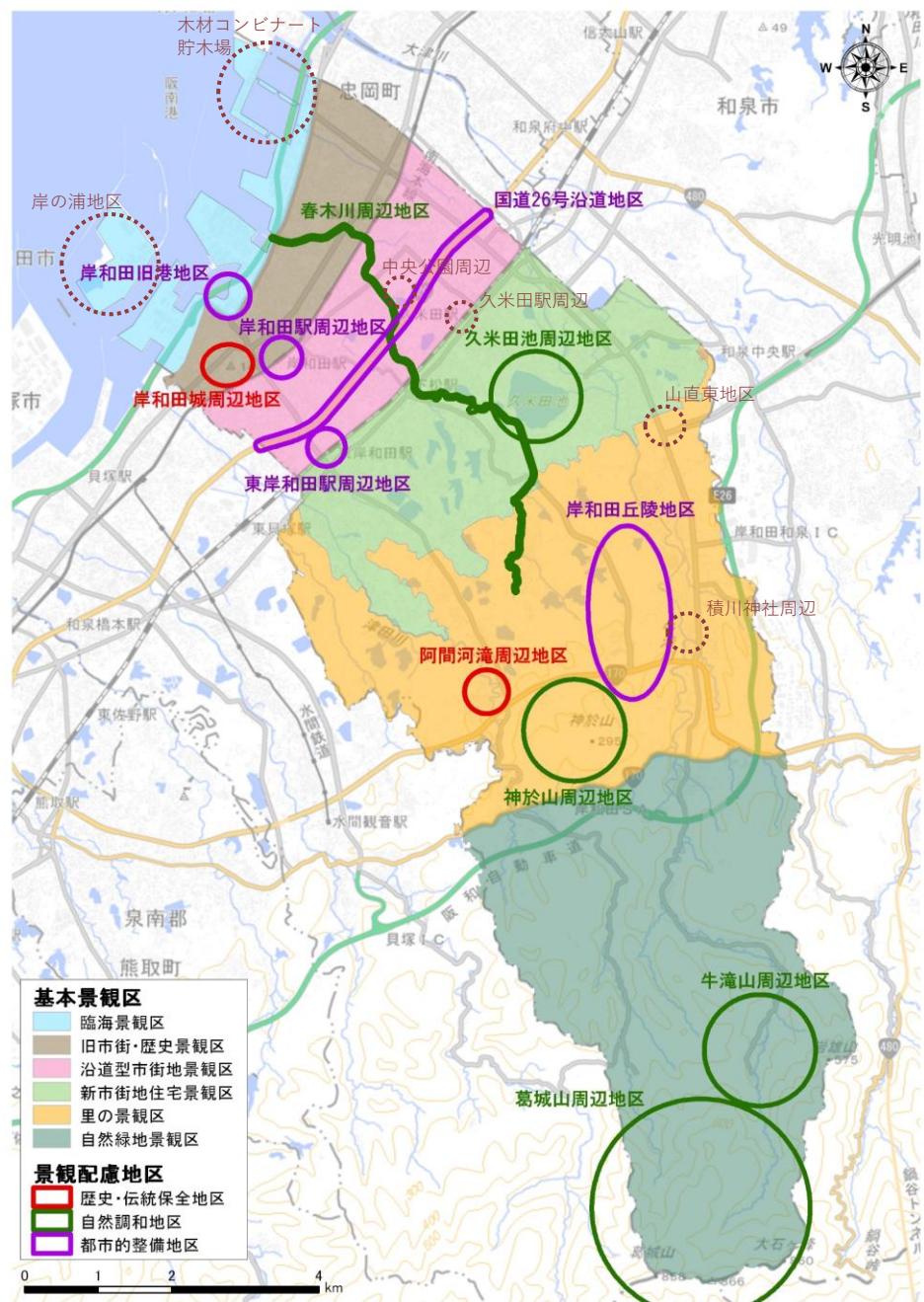
- ・ 計画や施策の**定期的な評価・検証制度**（マネジメントサイクル）の方針の追加など。

景観に関する市民アンケート（1-19～1-20）

2. 岸和田市内の現状（現地調査結果）

現地調査で把握した内容

- 現行景観計画における**基本景観軸**や**景観配慮地区**に加えて、**新たに市街地整備等が進行している地区**や**景観資源の集積**がみられる地区、**景観を取り巻く新たな事象等**について現状を把握
- 和泉葛城山や神於山といった**主要な視点場からの眺望**、市内を東西に縦断する**道路からの山並み眺望**について確認



基本景観区・景観配慮地区

- 将来ビジョン岸和田（総合計画）、都市計画マスタープランの改定
 - 泉州山手線沿道のまちづくり、拠点形成など新たな土地利用方針
- 立地適正化計画の策定
 - 居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定
- 新たな市街地整備などの進行・計画
 - 市街地・道路整備事業等（完了・事業中）
 - 阪南2区埋立整備事業（岸之浦地区）
 - 岸和田丘陵地区土地区画整理事業（岸の丘町）
 - 山直東地区土地区画整理事業
 - 都）岸和田中央線の一部供用開始
 - 都）田治米畑町線の一部事業認可
 - 市街地・道路整備事業等（計画・検討中）
 - 新庁舎の岸和田駅東地区（福祉総合センター隣接地）への移転整備
 - 本庁舎移転後の跡地利用を含めた、岸和田城周辺エリアのまちづくり
 - 都）泉州山手線の事業化
 - 木材コンビナート貯木場の利活用検討
 - 南海春木駅前、JR久米田駅前周辺の整備
- 都市計画の変更
 - 準防火地域の変更（市街化区域内の建蔽率60%以上の主に住宅系土地利用等）
 - 市街化区域編入（岸和田丘陵地区、山直東地区）
 - 特別業務地区の変更（東岸和田卸売団地の一部区域除外）

岸和田市のまちづくりに関する近年の動向

2. 岸和田市内の現状（現地調査結果）

現地調査で把握した内容

- ・ 景観配慮地区（歴史・伝統保全地区）では、良好な景観が創出、保全されている。一部、空き家や現代建築への建て替えもみられる。
- ・ 景観配慮地区（自然調和地区）では、良好な自然景観が保全されている。一部、大規模な太陽光発電等の設置もみられた。

分類	地区名	目標	景観形成の基本方針	現地調査結果
歴史・伝統保全	岸和田城周辺地区	歴史的環境を保全、活用し、岸和田らしさを創出する。	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的環境との調和を図る。 ・歴史的環境を継承する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本町地区を中心に概ね良好な歴史的まちなみ景観が保全されている。 ・空き家や、現代建築への建替えもみられるが、本町地区では、歴史的な町並みにあうよう門扉や塀にするなど配慮も見られる。
	阿間河滝周辺地区	丘陵部の農村集落の景観保全の核として、現景観を保全する。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみとしての空間を保全する。 ・周辺環境をまもる。 ・伝統的な家なみとの調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠景からは、丘陵部の自然環境と調和した良好な集落景観が保全されている。 ・現代建築への建て替えもみられる。
自然調和	春木川周辺地区	市街地部と神於山を結ぶ市域東西方向の水と緑の中心軸としてふさわしい空間を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・水と緑の中心軸にふさわしい秩序ある沿川景観をつくる。 ・河川空間に潤いを与え、良好な沿川環境をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・春木川緑道の整備や定期的な清掃活動により、河川空間や沿川の緑地等、良好な沿川環境が保全されている。
	久米田池周辺地区	久米田池の活用と周辺環境に調和した良好な住宅形成を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境との調和のとれた風致地区にふさわしい良好な住宅地の形成を図る。 ・久米田池からの良好な眺望を確保する。 ・歴史的環境との調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和した良好な住宅形成がなされている。 ・久米田池からは、山並みへの眺望が確保されている。 ・泉州山手線が整備された際の沿道土地利用によっては、山並みへの眺望景観に影響する可能性も考えられる。
	神於山周辺地区	ランドマークの神於山とそれに続く尾根の景観を保全するとともに、自然とふれあえる緑の拠点とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークとしての神於山をより強調させるよう景観整備を図る。 ・里山としての稜線と地形の保全に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に高い建築物もなく、神於山を魅せる景観整備がなされている。 ・ため池水面を利用した大規模な太陽光発電もみられるが、眺望を阻害するようなものではない。
	牛滝山周辺地区	森林公園の拠点空間を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の地形の改変や現状植生の消失を極力抑制し、自然景観に配慮する。 ・周辺環境に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然景観が維持されている。 ・一部で太陽光発電施設による植生消失がみられる。
	葛城山周辺地区	葛城山山頂のブナの自然林を保護し、自然保護の拠点とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の地形の改変や現状植生の消失を極力抑制し、自然景観に配慮する。 ・建築物等について、周囲の自然と調和したものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変等も無く良好な自然環境が保全されている。 ・老朽化したブナ林の木造遊歩道も周囲の自然とも調和した形で修繕されている。

2. 岸和田市内の現状（現地調査結果）

現地調査で把握した内容

- 地区計画や景観協定などを定めている地域では、土地利用の誘導により、地域のまちづくり目標に応じた景観誘導が図られている。
- 商業施設や屋外広告物によって、にぎわいのある景観を創出する一方で、場所によっては周辺景観との調和が十分とれていないことも。

分類	地区名	目標	景観形成の基本方針	現地調査結果
都市的整備	岸和田旧港地区	市民に開かれた海辺空間の創出。	<ul style="list-style-type: none"> ・海への開かれた眺望を大切にする。 ・ゆとりの空間の創出や緑化により良好な環境の形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画による土地利用誘導により、ゆとりある良好な景観が形成されている。 ・商業施設内に空き店舗もあり、景観に影響を与える可能性も。
	岸和田駅周辺地区	地域の特性を活かした岸和田の顔となる空間の創出。	<ul style="list-style-type: none"> ・市の玄関口にふさわしい駅前広場周辺や沿道のまちなみとなるよう形成を図る。 ・良好な住環境と商業・業務施設等との調和を図る。 ・岸和田駅東停車場線沿道においては、ゆとり空間の創出に努め、潤いある演出となるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅西側は駅前商店街入口を中心ににぎわいある景観がある一方で、鮮やかな看板も目立つ。 ・駅東側はゆとりある空間が創出され、駅前広場は落ち着いた印象がある。 ・岸和田駅東停車場線沿道は、街路樹等によりゆとりのある街路空間が形成されている。
	国道26号沿道地区	岸和田の南北方向のメインストリートとしてふさわしい沿道景観を誘導し、（景観軸として環境に配慮し）都会的なイメージを演出する。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市軸にふさわしい秩序ある沿道景観をつくる。 ・街路空間の潤いに寄与する沿道景観をつくる。 ・主要な幹線道路の交差点付近などでは、交通の要衝にふさわしい景観をつくる。 ・中央公園などの緑の拠点一帯は、緑豊かな景観づくりを行う。 ・東岸和田駅周辺では、魅力ある商業地にふさわしい景観づくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道沿道に商業施設等が立ち並びにぎわいある沿道景観を創出している。 ・街路空間は中央分離帯を除くとみどりが乏しい。 ・一部の交差点付近は、貸看板が無秩序に設置され悪目立ちしている印象。
	東岸和田駅周辺地区	魅力的な商業核を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・高層建築物のシンボル化及び周辺建築物との調和を図る。 ・サイン類は周辺環境に配慮したデザインとする。 ・商業核としてのにぎわいを演出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅東側は防災街区整備事業により計画的にゆとりある良好な景観が形成されている。 ・駅西側は、高層住宅や大規模商業施設の立地が進み、賑わいあるまちを創出しようとしている。
	岸和田丘陵地区	めぐまれた自然環境との調和をはかりながら、魅力的なまちづくりを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境との調和を図る。 ・神於山からの眺望に影響を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画やガイドライン、景観協定等による土地利用誘導により、計画的に良好な景観が形成されている。

2. 岸和田市内の現状（現地調査結果）

現地調査で把握した内容

- 新たに市街地整備等がみられる岸之浦地区・山直東地区は、周辺環境に配慮した整備が進められており、良好な景観が創出されている。
- 景観資源が集積しているエリアとして「まなび中央公園」「積川神社」の周辺が抽出され、良好な景観が保全されていることが確認された。

分類	地区名	説明	現地調査結果
新たな市街地整備等	岸之浦地区	岸和田市の臨海部において、物流機能や製造業機能、供給処理機能等と、干潟・緑地等の憩いと交流の機能を併せ持った地区である。	<ul style="list-style-type: none"> 海への眺望、岸和田港等の沿岸部への眺望が確保されている。 クリーンセンター敷地や緑道等の植栽により十分な緑地空間を形成している。 立地する工場や物流施設などは、地区計画による壁面後退や緑化率等により良好な景観形成に努めているが、潮枯れも見られ維持管理に課題が残る。
	山直東地区	府道223号と府道40号の交差部に位置し、大阪都心や関西国際空港へのアクセス至便な地区である。このため本地区は、住宅・業務地・農地・公園緑地・自然保全地といった土地利用構想がたてられている。	<ul style="list-style-type: none"> 府道223号と和泉中央へのルートである府道40号の交差部で、交通量が多い。 府道40号沿道には飲食店を中心に商業施設が多数立地する。 山側には良好な山並み眺望が広がっている 地区計画や土地区画整理事業により計画的にまちづくりが行われる予定。
景観資源の集積	まなび中央公園周辺	まなび中央公園は、市街地に立地した大規模な総合公園で、四季折々の自然やスポーツが楽しめる公園で、並木等の景観が市民に親しまれてきた公園である。また、中央公園周辺地区は、文化施設が集積しており立地適正化計画における都市機能誘導区域にも設定されている。	<ul style="list-style-type: none"> 公園内は並木をはじめとした四季折々の植物による良好な景観が形成。 隣接する春木川や兵主神社にも緑地が確保されており、都市部において貴重な緑の拠点となっている スポーツ広場やスケートパーク等、スポーツを楽しむ市民でにぎわっている。
	積川神社周辺	牛滝街道に面し、積川神社(国重文)を核として、伝統ある家並みや水路が多く残る景観が美しい地区である。	<ul style="list-style-type: none"> 積川地区をはじめ積川神社周辺では、伝統的な建築物に加えて水路も残されており、牛滝街道沿いに良好な歴史的景観が保全されている
眺望景観	岸和田城	岸和田市西部に位置	<ul style="list-style-type: none"> 近隣では岸和田駅周辺、多少距離を置いた東岸和田駅周辺等に高層建築が点在しているが眺望を妨げるほどではない 鮮やかな看板が一部が目立つが、全体として落ち着いた色合いの景観が創出 岸和田大橋や神於山といったランドマークが容易に確認できる
	神於山	岸和田市中央部に位置	<ul style="list-style-type: none"> 市街地を一望できる。久米田池は確認できるが、神於山周辺は近傍の樹木や地形に遮られ見える領域は広くない。
	和泉葛城山	岸和田市南東端に位置	<ul style="list-style-type: none"> 展望台からは、市内を一望できるが、市街地から10km程離れているため、個々の建築物等を認識することは難しい 岸之浦地区や岸和田大橋、久米田池は容易に確認できる。

2. 岸和田市内の現状（現地調査結果）

現地調査で把握した内容

- 現地調査の結果、良好な景観が保全・創出されていることが確認できた一方で、課題や、今後の展開にむけた対応事項が挙げられた。
- 景観形成基準へ配慮事項の追加や景観配慮地区の設定等により、コントロールしながら景観形成を図る必要もある。

現地調査

景観施策の成果

- 景観配慮地区では概ね良好な景観が保全・創出されていた。
- 都市部ではにぎわいの感じられる景観、郊外部では山並み眺望や豊かな自然環境が確保されていた。
- 岸和田城や神於山、和泉葛城山といった視点場からの眺望では、目立った建築物等はみられず、落ち着いた景観が形成されていることが確認された。

現状の課題

- 歴史的な町並みが保全されている地区においては、空き家や現代建築への建て替えもみられた。
- 駅前や交通量の多い道路では、屋外広告物等により煩雑な印象となっているエリアもみられた。
- 泉州山手線の事業化や主要道路沿線等、今後も開発が進行する地区周辺では、景観の変化による影響も考えられる。

今後の展開にむけた対応事項

- 景観資源が集積しているエリアでは、今も良好な景観が保全されていることが確認された。
- 国や周辺自治体で対応が検討・実施されている太陽光発電施設や屋外への堆積行為等について、市内でも同様の行為が確認された。
- 都市機能の誘導等、拠点となる地域の景観からの価値向上。

- 景観配慮地区では、概ね良好な景観が保全・創出されている。ただ、地区によっては緩やかではあるが建替え等で変容するリスクもあり、他の地域より**届出対象規模を拡大し**、特色ある景観形成を誘導する機会を増やすことで、持続的な景観保全に資することが考えられる。
- 泉州山手線をはじめとする里・自然系のエリアでの開発においては、周辺地区や広域的な眺望への影響が懸念され、地区計画等に合わせ**新たに景観配慮地区を設定**するなど、景観の側面からも規制・誘導することが考えられる。
- 都市機能を誘導するエリアにおけるまちの価値向上において**新たに景観配慮地区を設定**するなど景観面からの相乗効果も考えられる。
- 「こころに残る景観資源」等の市民に親しまれている景観資源が集積しているエリアでは、**新たに景観配慮地区に設定**するなど、良好な景観の保全・創出にむけた取組が考えられる。
- 太陽光発電施設や屋外への堆積行為等は、今後も国や周辺自治体で対応が検討・実施されることが想定されるため、今回の改訂に合わせて、**景観形成基準や誘導基準を追加**するなど、景観計画に記載することが望ましい。

3. 景観形成基準・誘導基準等の検討（景観形成基準について）

景観形成基準の項目

- 現行景観計画では、**地域特性等の「特性」と付属施設等の「個別事項」**で景観形成基準を設定しているが、多くの自治体では**「建築物」「工作物」等の対象ごとに、「配置」や「色彩」「形態」等の要素**を項目に設定して景観形成基準を定めている。
- 建築物および工作物に対しては、現行景観計画を踏襲しながら、配置や材料、形態といった**具体的な要素を項目に設けて再編成**。

改訂景観計画(案)		現行景観計画			
対象	項目	特性※	基準		
	地域特性	地域特性	<ul style="list-style-type: none"> 基本景観区、基本景観軸、景観配慮地区における方針や各地域の特性(自然・社会歴史・ふるさと)に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 		
	まちなみ特性	まちなみ特性 美観性	<ul style="list-style-type: none"> 境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行うこと。 建築物等の配置・意匠に工夫すること。 		
	建築物および工作物	建築特性 配置・高さ・規模 色彩・材料 形態・意匠	建築特性	機能性	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしやすさ住みやすさ等に配慮した配置及びデザインとなるよう工夫すること。 時間の経過により味わいが出る工夫をすること。 ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫すること。 色彩や素材に考慮し、分節などにより威圧感を感じさせない工夫をすること。
				視覚性	<ul style="list-style-type: none"> 外壁、屋根、外構等の材質、色彩等について、美観上の配慮をすること。 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としないこと。
				環境性	<ul style="list-style-type: none"> 屋上などの活用も考慮し、緑が豊かであるような配慮をすること。 道路等の公共空間から眺めることの出来る箇所は、できるだけ生垣などにより緑化に努めること。
	付属施設	個別事項			
	付帯設備	項目	基準		
	緑化・外構	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場、駐輪場、屋外階段、高架水槽などの付属施設は、配置や形態、色彩を工夫し、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮すること。 生垣などの植栽やルーバー等により目立たないように配慮すること。 		
	その他	付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> クーラーの室外機、給排水管、ダクトなどの屋外付帯設備は、道路等の公共空地から目立たないように配慮すること。 バルコニーなどは、景観を損なうものが直接見えにくい構造・意匠とすること。 		
開発行為	工作物の意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮すること。 配水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫すること。 			
高架道路・鉄道、歩道橋等および橋梁、跨線橋等	その他	<ul style="list-style-type: none"> 建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮すること。 交差点、まちかどなど多くの視線を集める場所では、建築物の意匠に特に配慮すること。 			
特定基地局					
屋外への堆積行為					

※**地域特性**: 建築物等を広域的なスケールで見た場合において、建築物等の立地場所の背景に対して配慮すべき項目を規定したもの
まちなみ特性: 建築物等を隣接地や前面から見た場合において、建築物等がまちなみ形成に対して配慮すべき項目を規定したもの
建築特性: 建築物等を周囲との兼ね合いから見た場合において、建築物等が周囲に対して配慮すべき項目を規定したもの

3. 景観形成基準・誘導基準等の検討（景観形成基準について）

景観形成基準の構成

- 景観形成基準は、まず、建築物および工作物における地域ごとの景観形成基準を記載したのち、高架道路など市域で一律に規定する景観形成基準を記載する構成。
- 地域ごとの景観形成基準では、共通する内容のほか、基本景観区等の地域特性に応じた内容を掲載。

改訂景観計画 目次(案)

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 届出対象行為

2. 行為の制限(景観形成基準)

(1)地域ごとの景観形成基準

a)基本景観区(市街地系)

b)基本景観区(里・自然系)

c)景観配慮地区(都市的整備)

d)景観配慮地区(歴史/自然)

(2)開発行為における景観形成基準

(3)高架道路・鉄道、歩道橋等および橋梁、二線橋等における景観形成基準

(4)特定基地局における景観形成基準

(5)屋外への堆積行為における景観形成基準

3. 色彩について

a)基本景観区(市街地系)

対象	項目	景観形成基準	
建築物 および 工作物	地域特性	...	
	まちなみ特性	...	
	建築 特性	配置・高さ・規模	...
		色彩・材料	...
		形態・意匠	...
	付属施設	...	
	付帯 設備	屋上に設置するもの	...
		外壁に設置するもの	...
	緑化・外構	...	
	その他	...	

b)基本景観区(里・自然系)

...

3. 景観形成基準・誘導基準等の検討（景観形成基準について）

景観形成基準の内容

※基本景観区(市街地系): 臨海景観区、旧市街・歴史景観区、沿道型市街地景観区、新市街地住宅景観区

太字: 追加した内容 赤字: 「基本景観区(市街地系)」の景観特性に応じた内容

a) 基本景観区(市街地系)

対象	項目	景観形成基準(案)	
建築物 および 工作物	地域特性	<ul style="list-style-type: none"> 各基本景観区、基本景観軸における方針や各地域の特性(自然・社会歴史・ふるさと)に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。(※各基本景観区ごとの地域特性について記述予定) 	
	まちなみ 特性	<ul style="list-style-type: none"> 境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行うこと。 交差点、まちかどなど多くの視線を集める場所では、建築物の意匠に特に配慮すること。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 	
	建築物 特性	配置 高さ 規模	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしやすさ住みやすさ等に配慮した配置及びデザインとなるよう工夫すること。 ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫すること。 壁面が長大で単調な場合等は、分節などにより威圧感を感じさせない工夫をすること。 建築物等の配置は敷地境界線から出来る限り後退し、ゆとりのある景観に配慮すること。ただし、旧街道沿い等でまち並みの連続性が重視される地域においては、この限りではない。 寺社等歴史的な建築物、樹木等の地域の景観資源が周辺にある時は、歴史的・文化的景観を損なわないよう適正な距離関係を保った配置とすること。
		色彩 素材	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩に関する景観形成基準に適合させ、周辺の景観と調和させること。 外壁、屋根、外構等の材質等について、美観上の配慮をすること。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。
		形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としないこと。 周辺景観に調和し、全体としてバランスの取れた形態、意匠となるよう配慮すること。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化をつけることで、威圧感や単調さを軽減させること。
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場、駐輪場、屋外階段、高架水槽、自動販売機などの付属施設は、配置や形態、色彩を工夫し、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮すること。 生垣などの植栽やルーバー等により目立たないように配慮すること。 	
	付帯 設備	屋上 設置	<ul style="list-style-type: none"> 通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようにデザインとする。
		外壁 設置	<ul style="list-style-type: none"> エアコンの室外機、給排水管、ダクトなどの屋外付帯設備は、道路等の公共空地から目立たないように配慮すること。 配水管等は見えにくい位置に設置するよう工夫すること。 バルコニーなどは、景観を損なうものが直接見えにくい構造・意匠とすること。
	緑化 外構	<ul style="list-style-type: none"> 屋上などの活用も考慮し、緑が豊かであるような配慮をすること。 道路等の公共空間から眺めることの出来る箇所は、できるだけ生垣などにより緑化に努めること。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮すること。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮すること。 太陽光発電設備のうち、大規模でないものや建築物に付属、付帯させるもの(屋上や屋根に設置するものなど)は誘導基準に基づくものとする。 	

3. 景観形成基準・誘導基準等の検討（景観形成基準について）

景観形成基準の内容

※里・自然系：里の景観区、自然緑地景観区

b) 基本景観区(里・自然系)

太字：追加した内容 赤字：「基本景観区(里・自然系)」の景観特性に応じた内容

対象	項目	景観形成基準(案)	
建築物 および 工作物	地域特性	<ul style="list-style-type: none"> 各基本景観区、基本景観軸における方針や各地域の特性(自然・社会歴史・ふるさと)に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。(※各基本景観区ごとの地域特性について記述予定) 	
	まちなみ 特性	<ul style="list-style-type: none"> 境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行うこと。 交差点、まちかどなど多くの視線を集める場所では、建築物の意匠に特に配慮すること。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 	
	建築物 および 工作物	配置 高さ 規模	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしやすさ住みやすさ等に配慮した配置及びデザインとなるよう工夫すること。 ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫すること。 壁面が長大で単調な場合等は、分節などにより威圧感を感じさせない工夫をすること。 神於山や和泉葛城山等の山並みへの眺望に配慮した配置、規模、高さとすること。 自然の地形を尊重し、自然景観を阻害しないような形態・配置とすること。 建築物等の配置は敷地境界線から出来る限り後退し、ゆとりのある景観に配慮すること。ただし、旧街道沿い等でまち並みの連続性が重視される地域においては、この限りではない。 寺社等歴史的な建築物、樹木等の地域の景観資源が周辺にある時は、歴史的・文化的景観を損なわないよう適正な距離関係を保った配置とすること。
		色彩 材料	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩に関する景観形成基準に適合させ、周辺の景観と調和させること。 外壁、屋根、外構等の材質等について、美観上の配慮をすること。 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材の使用に努めること。 反射光のある素材を避け、使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。
		形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としないこと。 周辺景観に調和し、全体としてバランスの取れた形態、意匠となるよう配慮すること。
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場、駐輪場、屋外階段、高架水槽、自動販売機などの付属施設は、配置や形態、色彩を工夫し、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮すること。 生垣などの植栽やルーバー等により目立たないよう配慮すること。 	
	付帯 設備	屋上 設置	<ul style="list-style-type: none"> 通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
		外壁 設置	<ul style="list-style-type: none"> エアコンの室外機、給排水管、ダクトなどの屋外付帯設備は、道路等の公共空地から目立たないように配慮すること。 配水管等は見えにくい位置に設置するよう工夫すること。 バルコニーなどは、景観を損なうものが直接見えにくい構造・意匠とすること。
	緑化 外構	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間から眺めることの出来る箇所は、できるだけ生垣などにより緑化に努めること。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮すること。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮すること。 太陽光発電設備のうち、大規模でないものや建築物に付属、付帯させるもの(屋上や屋根に設置するものなど)は誘導基準に基づくものとする。 	

3. 景観形成基準・誘導基準等の検討（景観形成基準について）

景観形成基準の内容

c) 景観配慮地区(都市的整備)

太字:追加した内容 赤字:「景観配慮地区(都市的整備)」の景観特性に応じた内容

対象	項目	景観形成基準(案)	
建築物 および 工作物	地域特性	<ul style="list-style-type: none"> 各景観配慮地区における方針や各地域の特性(自然・社会歴史・ふるさと)に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。(※各景観配慮地区ごとの地域特性について記述予定) 	
	まちなみ 特性	<ul style="list-style-type: none"> 境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行うこと。 外構計画においては、道路空間と一体となった賑わい空間の創出を目的として、ベンチ及び植栽等のストリートファニチャーの工夫を施すこと。 交差点、まちかどなど多くの視線を集める場所では、建築物の意匠に特に配慮すること。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 	
	建築 特性	配置 高さ 規模	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしやすさ住みやすさ等に配慮した配置及びデザインとなるよう工夫すること。 ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫すること。 壁面が長大で単調な場合等は、分節などにより威圧感を感じさせない工夫をすること。 山並みや水面等の周辺環境への眺望に配慮した配置、高さ、規模とすること。 敷地境界線から出来る限り後退し、ゆとりのある景観に配慮すること。
		色彩 材料	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩に関する景観形成基準に適合させ、周辺の景観と調和させること。 外壁、屋根、外構等の材質等について、美観上の配慮をすること。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。
		形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としないこと。 周辺景観に調和し、全体としてバランスの取れた形態、意匠となるよう配慮すること。 壁面が長大で単調な場合等は、分節などにより威圧感を感じさせない工夫をすること。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化をつけることで、威圧感や単調さを軽減させること。
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場、駐輪場、屋外階段、高架水槽、自動販売機などの付属施設は、配置や形態、色彩を工夫し、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮すること。 生垣などの植栽やルーバー等により目立たないように配慮すること。 	
	付帯 設備	屋上 設置	<ul style="list-style-type: none"> 通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
		外壁 設置	<ul style="list-style-type: none"> エアコンの室外機、給排水管、ダクトなどの屋外付帯設備は、道路等の公共空地から目立たないように配慮すること。 配水管等は見えにくい位置に設置するよう工夫すること。 バルコニーなどは、景観を損なうものが直接見えにくい構造・意匠とすること。
	緑化 外構	<ul style="list-style-type: none"> 屋上などの活用も考慮し、緑が豊かであるような配慮をすること。 道路等の公共空間から眺めることの出来る箇所は、できるだけ生垣などにより緑化に努めること。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮すること。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮すること。 太陽光発電設備のうち、大規模でないものや建築物に付属、付帯させるもの(屋上や屋根に設置するものなど)は誘導基準に基づくものとする。 	

3. 景観形成基準・誘導基準等の検討（景観形成基準について）

景観形成基準の内容

※景観配慮地区(歴史・伝統保全地区および自然調和地区)

d)景観配慮地区(歴史/自然)

太字:追加した内容 赤字:「景観配慮地区(歴史/自然)」の景観特性に応じた内容

対象	項目	景観形成基準(案)	
建築物 および 工作物	地域特性	各景観配慮地区における方針や各地域の特性(自然・社会歴史・ふるさと)に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 (※各景観配慮地区ごとの地域特性について記述予定)	
	まちなみ 特性	境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行うこと。 交差点、まちかどなど多くの視線を集める場所では、建築物の意匠に特に配慮すること。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。	
	建築 特性	配置 高さ 規模	暮らしやすさ住みやすさ等に配慮した配置及びデザインとなるよう工夫すること。 ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫すること。 周囲から逸脱した高さにならないようにすること。 自然調和地区においては、敷地境界線から出来る限り後退し、ゆとりのある景観に配慮すること。 自然の地形を尊重し、自然景観を阻害しないような形態・配置とすること。 寺社等歴史的な建築物、樹木等の地域の景観資源が周辺にあるときは、歴史的・文化的景観を損なわないよう適正な距離関係を保った配置とすること。
		色彩 材料	別に定める色彩に関する景観形成基準に適合させ、周辺の景観と調和させること。 外壁、屋根、外構等の材質等について、美観上の配慮をすること。 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材の使用に努めること。 反射光のある素材を避け、使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。
		形態 意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としないこと。 周辺景観に調和し、 全体としてバランスの取れた形態 、意匠となるよう配慮すること 壁面が長大で単調な場合等は、分節などにより威圧感を感じさせない工夫をすること
	付属施設	駐車場、駐輪場、屋外階段、高架水槽、 自動販売機 などの付属施設は、配置や形態、色彩を工夫し、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮すること。 生垣などの植栽やルーバー等により目立たないよう配慮すること。	
	付帯 設備	屋上 設置	通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
		外壁 設置	エアコンの室外機、給排水管、ダクトなどの屋外付帯設備は、道路等の公共空地から目立たないように配慮すること。 配水管等は見えにくい位置に 設置 するよう工夫すること。 バルコニーなどは、景観を損なうものが直接見えにくい構造・意匠とすること。
	緑化 外構	道路等の公共空間から眺めることの出来る箇所は、できるだけ生垣などにより緑化に努めること。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮すること。	
	その他	建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮すること。 太陽光発電設備のうち、大規模でないものや建築物に付属、付帯させるもの(屋上や屋根に設置するものなど)は誘導基準に基づくものとする。	

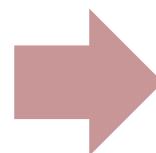
4. 景観形成基準・誘導基準等の検討（届出の対象となる行為と規模について）

届出対象行為の種類

- 届出対象行為は、現行景観計画を踏襲しながら、社会情勢に応じるように「太陽光発電施設」「屋外への堆積行為」を追加

現行景観計画

種類	対象となる規模	対象となる行為
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 地盤面からの高さが20メートル以上(建築物+工作物(広告物)) 敷地面積5000平方メートル以上 延べ床面積5000平方メートル以上 	<ul style="list-style-type: none"> 新築、増築、改築(改造)、移転 外観を変更することとなる修繕、修景、模様替え又は色彩もしくは材質の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の2分の1を超えるもの
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの。地上からの高さが5メートル以上 橋梁、こ線橋その他これらに類するもの。幅員が12メートル以上、又は延長が30メートル以上 上記以外の工作物で、高さが20メートル以上 	<ul style="list-style-type: none"> 設置、増設等
特定基地局	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の確認申請が必要なもの 	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 区域面積が5000平方メートル以上 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為



改訂景観計画(案)

届出の対象となる行為		対象規模等		
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	敷地面積	基本景観区等により市内を区分し、異なる規模を設定		
	建築面積			
高さ				
工作物 ※1の新設、増築、改築もしくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	築造面積			
	高さ			
うち地上に設置する太陽光発電施設	築造面積			市内で一律の規模を設定
	高さまたは斜面の高さ			
開発行為	敷地面積			
	高架道路・鉄道、歩道橋等	高さ		
	橋梁、こ線橋等	幅員		
		延長		
その他	特定基地局※2	高さ		
	屋外への堆積行為	敷地面積		
		高さ		

※1 擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラントおよびクラッシュプラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物、再生可能エネルギー発電施設(地上に設置する太陽光発電施設を除く)

※2 工作物確認申請が必要なものに限る

4. 景観形成基準・誘導基準等の検討（届出の対象となる行為と規模について）

近隣自治体等の策定状況

- 近隣自治体等の景観計画等を踏まえながら、届出対象行為と規模について見直しを行う

届出の対象となる行為	届出対象となる規模等						岸和田市 設定における考え方
	貝塚市 (R7.1策定)	和泉市 (R5.9策定)	堺市 (R6.8改定)	大阪府 ※1 (H24.4変更)	現行 景観計画		
	敷地面積	-	-	-	-	5,000㎡	
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、 外観の過半を変更することとなる修繕も しくは模様替えまたは色彩の変更	建築面積	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	2,000㎡	-	
	高さ	15m	15m	15m ※2	20m	20m	
	築造面積	1,500㎡	2,000㎡	-	2,000㎡	-	
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、 外観の過半を変更することとなる修繕も しくは模様替えまたは色彩の変更	高さ	15m	15m ※3	15m ※4	20m	20m	
	うち地上に設置する太陽光発電施設	築造面積	1,500㎡ ※5	1,000㎡	-	-	-
高さまたは 斜面の高さ		15m ※5	-	-	-	-	
開発行為	敷地面積	5,000㎡	5,000㎡	-	-	5,000㎡	
その他	高架道路・鉄道、歩道橋等	高さ	-	-	5m	-	5m
	橋梁、こ線橋等	幅員	-	-	16m	-	12m
		延長	-	-	30m	-	30m
	特定基地局	高さ	-	-	-	-	確認申請が 必要なもの
	屋外への堆積行為	敷地面積	-	1,000㎡	-	-	-
高さ		-	3m	-	-	-	

※1 道路軸、河川軸、山並み・緑地軸、湾岸軸、歴史軸(一般区域)：歴史軸(重点区域)を除く
 ※2 「建築物の高さが15mを超えるもの」又は「地上6階以上のもの」
 ※3 「垣・柵・塀・擁壁」は高さ3mかつ延長50m
 ※4 建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが15mを超えるもの
 ※5 工作物の対象として「太陽光発電施設(ただし、建築物に付属するものは除く)」が明記

4景観形成基準・誘導基準等の検討（届出の対象となる行為と規模について）

基本景観区・景観配慮地区における、届出対象・景観形成基準の区域区分の考え方

- 届出対象行為の規模について、現行景観計画では**市内で一律**の届出対象規模が設定されている
→歴史的町並みや都市空間、自然・里の風景等、**多様な環境・景観**が存在するため、**それぞれの特徴に応じた届出対象規模**の設定を検討
- 景観配慮地区で届出基準・景観形成基準を設ける場合は、届出対象となる範囲（**景観配慮地区の区域**）を設定することが必要
→景観配慮地区の区域設定にあたっては、**関連する既存計画の区域を参照**して設定
→市街化調整区域に位置する景観配慮地区は、**既存計画等による区域指定が無い地区も多く**、景観配慮地区の区域を設定する上で課題

景観配慮地区の区域設定(案)

景観配慮地区	地区名	区域設定(案)の考え方
歴史・伝統保全地区	岸和田城周辺地区	『岸和田城庭園(八陣の庭)保存活用計画』計画範囲 『歴史的まちなみ保全地区(本町地区)』指定範囲 など
	阿間河滝周辺地区	
自然調和地区	春木川周辺地区	河川区域から一定距離の範囲
	久米田池周辺地区	
	神於山周辺地区	
	牛滝山周辺地区	
	葛城山周辺地区	『自然公園』範囲の一部
都市的整備地区	岸和田旧港地区	『岸和田旧港地区地区計画』範囲
	岸和田駅周辺地区	『用途地域』商業地域・近隣商業地域およびその延長線
	国道26号沿道地区	『大阪府屋外広告物条例』路線型表示制限区域(国道26号):距離区分=100m未満 or 特別用途地区
	東岸和田駅周辺地区	『立地適正化計画』都市機能誘導区域(東岸和田駅)
	岸和田丘陵地区	『岸和田丘陵地区地区計画』範囲

市街化調整区域に位置する景観配慮地区には、**既存計画等による指定区域がない**地区も多い

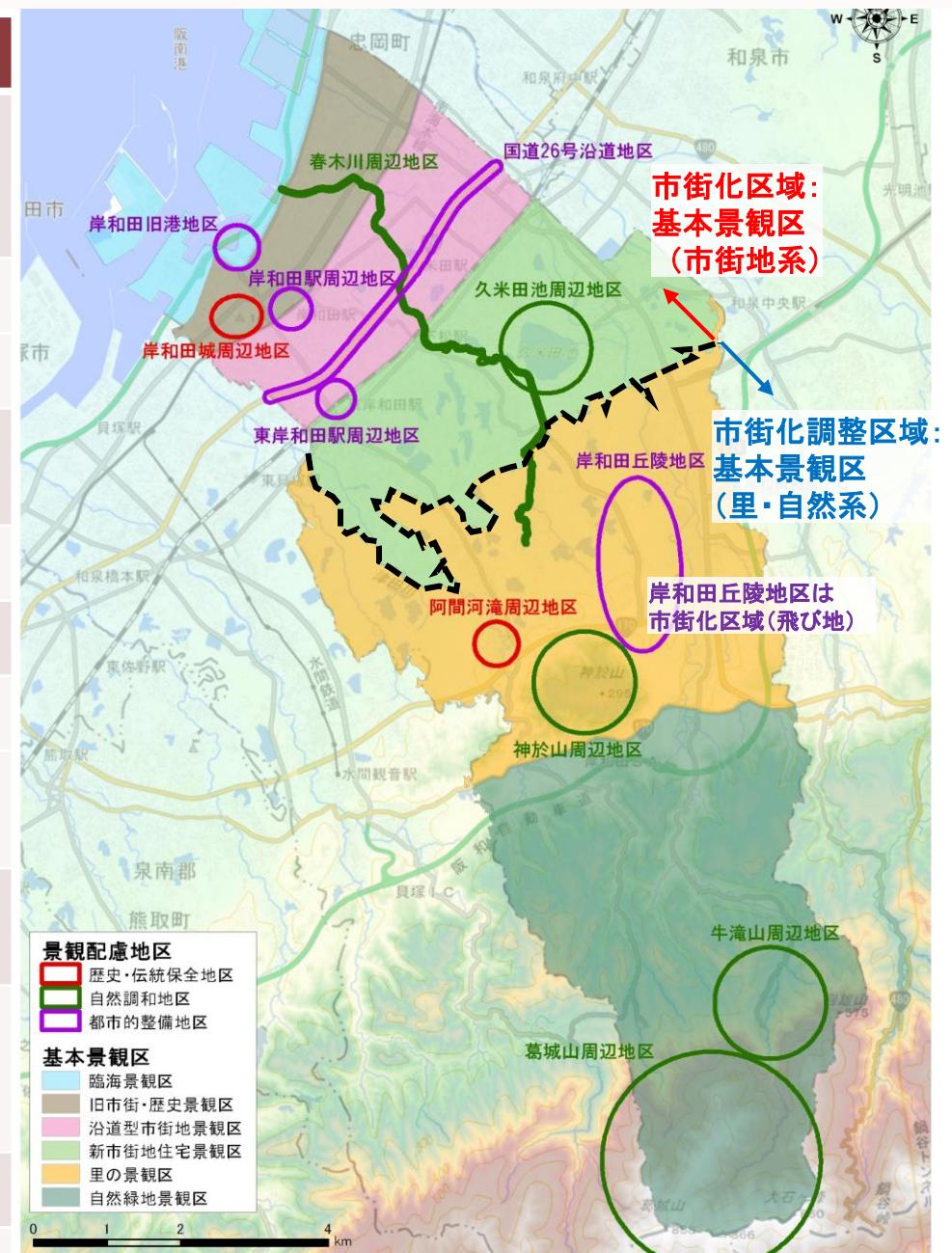
4. 景観形成基準・誘導基準等の検討（届出の対象となる行為と規模について）

基本景観区・景観配慮地区における、届出対象・景観形成基準の区域区分の考え方

- 基本景観区は、市街地系（臨海景観区～新市街地景観区）と里・自然系（里の景観区・自然緑地景観区）の景観区別に届出基準等を設定。
- 市街化区域内に位置する景観配慮地区は、景観配慮地区の指針分類に応じて届出基準や景観形成基準を各々設定。
- 市街化調整区域に位置する景観配慮地区は、届出対象規模などは基本景観区（里・自然系）の届出基準によることとし、景観形成基準は景観配慮地区の指針分類に応じて各々設定。

景観配慮地区	地区名	区域設定(案)の考え方
歴史・伝統保全地区	岸和田城周辺地区	岸和田城庭園(八陣の庭)保存活用計画』計画範囲、『歴史的まちなみ保全地区(本町地区)』指定範囲 など
	阿間河滝周辺地区	概ねの範囲(明確な境界線は定めない)
自然調和地区	春木川周辺地区	河川区域から一定距離の範囲など
	久米田池周辺地区	『用途地域』第一種低層住居専用地域や風致地区の範囲など
	神於山周辺地区	概ねの範囲(明確な境界線は定めない)
	牛滝山周辺地区	概ねの範囲(明確な境界線は定めない)
都市的整備地区	葛城山周辺地区	概ねの範囲(明確な境界線は定めない)
	岸和田旧港地区	『岸和田旧港地区地区計画』、臨港地区の範囲など
	岸和田駅周辺地区	『用途地域』商業地域・近隣商業地域およびその延長線など
	国道26号沿道地区	『大阪府屋外広告物条例』路線型表示制限区域(国道26号):距離区分=100m未満、特別用途地区など
	東岸和田駅周辺地区	『立地適正化計画』都市機能誘導区域など
	岸和田丘陵地区	『岸和田丘陵地区地区計画』範囲(市街化区域)

※新たに指定を検討する地区は根拠となる各計画を基に設定



4. 景観形成基準・誘導基準等の検討（届出の対象となる行為と規模について）

届出対象行為の規模

- 届出対象行為の規模について、建築物・工作物は**基本景観区等**をもとに**市内を区分**して、それぞれに**異なる届出対象規模**を設定
- 開発行為およびその他の工作物等**については、**市内で一律**の届出対象規模を設定

改訂景観計画(案)

届出の対象となる行為	届出対象となる規模等						(参考) 現行景観計画における 届出対象規模
	基本景観区 ※1	市街地系			里・自然系		
	景観配慮地区※2	—	都市的 整備	歴史/ 自然	—	都市的 整備	
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、 外観の過半を変更することとなる修繕も しくは模様替えまたは色彩の変更	敷地面積	5,000㎡					5,000㎡
	建築面積	1,500㎡	1,000㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	5,000㎡(延べ面積)
	高さ	15m	15m	10m	15m	10m	20m
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、 外観の過半を変更することとなる修繕も しくは模様替えまたは色彩の変更	築造面積	1,500㎡	1,000㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	—
	高さ	15m	15m	10m	15m	10m	20m
	うち地上に設置する太陽光発電施設	築造面積	1,000㎡				—
	高さまたは斜面の高さ	15m				—	
開発行為	敷地面積	5,000㎡					5,000㎡
その他	高架道路・鉄道、歩道橋等	高さ	5m(地上)				5m(地上)
	橋梁、こ線橋等	幅員	12m以上				12m以上
		延長	30m以上				30m以上
	特定基地局	高さ	15m				工作物確認申請が必要
	屋外への堆積行為	敷地面積	1,000㎡				—
高さ		3m(地上)				—	

※1 **市街地系**: 臨海景観区、旧市街・歴史景観区、沿道型市街地景観区、新市街地住宅景観区

里・自然系: 里の景観区、自然緑地景観区

※2 景観配慮地区(都市的整備地区、歴史/自然: 歴史・伝統保全地区および自然調和地区)

5. 景観重要公共施設の指定方針等について

景観重要公共施設

- 現行の景観計画においては、景観重要公共施設に関する位置付けがないため、本景観計画の改訂にあわせて、**景観重要公共施設の指定方針や整備方針**について新たに設定
- 他自治体には見られない景観重要**ため池**や、**岸和田だんじり祭り**に象徴される本市固有の歴史・文化的要素を盛り込むことで、岸和田市の個性や魅力を大切に守り、次世代へ継承していくという市の姿勢を明示

a) 景観重要公共施設の指定の方針

- 本市の景観の骨格を形成する道路、河川、公園、橋、海岸、港湾、**ため池**等で、現に市のシンボルとなっており、良好な景観形成を図る上で重要な公共施設
- 重点的に景観形成を図る区域やその近隣の公共施設
- 景観資源として多くの市民から親しまれている公共施設
- 開発動向があり、本市の景観形成に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設
- **だんじり祭りの曳航路およびそれら沿道**のうち、主要な箇所位置する公共施設

b) 景観重要公共施設の整備の基本方針

道路	<ul style="list-style-type: none"> • 歩行者等の安全性と快適性を重視した仕上げとする。 • 連続した街路樹の景観を維持し、道路緑化に努める。 • 道路安全施設を設ける場合は、華美なデザインを避け、沿道景観の調和に配慮する。 • だんじり等の祭りの曳航路およびそれら沿道のうち、主要な箇所位置する舗装・道路安全施設・電柱については形態、色彩及び意匠について配慮する。 • 景観上特に重要な路線や区間は、無電柱化や電柱の美装化等について関係機関と協議する。
河川	<ul style="list-style-type: none"> • 治水上支障のない範囲内において、周辺の景観との調和に配慮するとともに、親水性についても考慮し、親しみやすい河川の景観形成に努める。 • 河川を中心とした水と緑の軸の形成を進める。 • 生態系の保全による自然環境と調和した河川景観の形成を進める。
公園	<ul style="list-style-type: none"> • 自然、歴史、文化等の地域の特徴を活かし、地域の顔となるような特色ある景観形成を図る。 • 公園内に設ける園路、広場、建築物・工作物の形態、色彩及び意匠は、地域特性を活かした特色あるものとし、周辺の景観との調和に配慮する。 • 垣及び柵の材料については、できる限り生け垣や自然の素材等を用いるものとし、必要に応じて隣地との連続性に配慮した位置及び意匠とするよう努める。 • 公園の植栽にあたっては、できる限り既存の樹木の保存に努め、周辺の景観との調和を図るよう樹種の選定等に配慮する。
ため池	<ul style="list-style-type: none"> • 垣及び柵においては、周辺の景観との調和に配慮する。 • 法面の雑草等について、適切に管理し、水面の視認性に配慮する。



※ため池(貯水池等)は、景観法第8条第2項第4号ロに規定される「特定公共施設」の土地改良施設に該当

6. 岸和田の景観に関するアンケートの実施

市民アンケート

- 岸和田の景観に関するアンケートを実施(令和8年2月1日から3月6日で実施中)
- 岸和田市全体の景観や居住地区の景観、景観阻害要因、配慮・取組が必要な事項、景観啓発施策について調査

問2 岸和田市の景観を全体的に見てどう感じますか
(どのような印象をお持ちですか)

問4-1 お住まいの地区の景観についてどう感じますか

問5 岸和田市の景観を損ねていると思うものはありますか
etc...

アンケート概要

- 趣旨:住民の意識や行動の変化、景観阻害要因等の把握
住民の声を景観計画に反映するため等
- アンケート対象:市内外の一般住民を対象
- 実施方法:郵送⇒市内在住者へ2000通の配布
WEB⇒市内外(2月末時点で約500件)
※市の公式SNS(LINE等)で広報

WEBアンケートも実施中。

岸和田市の景観に関するアンケート(調査票兼回答票)

岸和田市において景観とは、視覚による景観のみならず、生活から生み出される文化・歴史の雰囲気なども含めた広義の景観を対象としています。良好な景観とは、単にきれいな眺めではなく、見る人が「好ましく、誇りや愛着を感じる眺め」と言えます。風土に根ざした「良好な景観」は豊かな文化を育み、そこに生活する人々や働く人、さらには訪れる人の心も豊かにします。皆さまが感じ取られている身の回りのさまざまな景観について思い浮かべながら、本アンケートにご回答ください。

※岸和田市景観計画等については、市のホームページからご覧いただけます。
岸和田市景観計画で検索、もしくは右記QRコードを読み取ってアクセスして下さい。
※本アンケートは、インターネットでも回答いただけます。
案内文(別紙)記載のURL(QRコード)もしくは右記QRコードを読み取ったページ内のリンクよりアクセスして下さい。



以下、該当する数字をマルで囲んで下さい。 【記入例】 ① 男性 ② 女性 ③ 無回答

●あなたについて教えてください

性別 ① 男性 ② 女性 ③ 無回答

年齢 ① 10代 ② 20代 ③ 30代 ④ 40代 ⑤ 50代 ⑥ 60代 ⑦ 70代以上

お住いの小学校区 ①中央 ②城内 ③浜 ④朝陽 ⑤東光 ⑥旭 ⑦太田 ⑧天神山 ⑨修斉 ⑩東島城
⑪春木 ⑫大芝 ⑬城北 ⑭新条 ⑮八木 ⑯八木北 ⑰八木南 ⑱山直北 ⑲城東
⑳山直南 ㉑大宮 ㉒光明 ㉓常盤 ㉔山浦
※小学校区が分からない場合は、町名をご記入ください→ 可

岸和田にお住いの年数 ① 5年未満 ② 5～9年 ③ 10～19年 ④ 20～29年 ⑤ 30年以上

●景観への関心・岸和田市全体の景観について

問1 岸和田市のまちなみや自然などの景観に関心はありますか。
① とても関心がある ② 少し関心がある ③ どちらともいえない ④ あまり関心がない ⑤ 全く関心がない

問2-1 岸和田市の景観を全体的に見てどう感じますか。(どのような印象をお持ちですか)
① とても良い ② 良い ③ 普通である ④ 悪い ⑤ とても悪い ⑥ わからない
【理由があれば以下にご記入ください】

問2-2 この15年程(もしくはお住みになられてから)岸和田市全体の景観はどのように変わったと思いますか。
① とても良くなった ② 良くなった ③ 変わらない ④ 悪くなった ⑤ とても悪くなった ⑥ わからない
【理由があれば以下にご記入ください】

問3 岸和田らしい景観と聞かれて思い浮かべる景観を教えてください。(複数回答可、いくつでも)

① 岸和田大橋・岸和田水門・岸和田カンパベイサイド(岸和田旧港地区)
② 大漁旗はためく岸和田漁港(漁港の景観) ③ 岸和田城 ④ 岸和田城天守閣からの眺望
⑤ 紀州街道・本町地区の町並み ⑥ 町並みにとけこむ近代建築(マンサード長屋・旧泉銀行本店等)
⑦ 岸和田だんじり祭りをはじめとする地域に根差した伝統行事
⑧ 市の玄関口となる岸和田駅周辺や岸和田を代表する商店街(岸和田駅前通商店街等)
⑨ 再開発や高架化により新しくなった東岸和田駅周辺 ⑩ 春木川沿いの水辺の自然(春木川緑道)
⑪ まなび中央公園 ⑫ 鶴蛤(とんぼ)池公園 ⑬ 久米田地と久米田寺
⑭ 摩瀬山古墳や久米田地周辺の古墳群など多くの遺跡 ⑮ 久米田地をはじめ点在する多くのため池群
⑯ 塔原街道沿いの山手方面にある集落や寺社等(阿南河瀬周辺丘陵部の農村集落景観や意興美神社等)
⑰ 牛滝街道沿いの山手方面にある集落や寺社等(横川町や内畑町の旧集落や横川神社、大蔵徳寺等)
⑱ 神於山(山なみや岸和田市街地への眺望) ⑲ 和泉豊城山(山なみや岸和田市街地への眺望)
⑳ その他(以下に具体的にお書き下さい)

●お住まいの地区の景観について

問4-1 お住まいの地区の景観についてどう感じますか。(どのような印象をお持ちですか)
① とても良い ② 良い ③ 普通である ④ 悪い ⑤ とても悪い ⑥ わからない
【理由があればご記入ください】

問4-2 この15年程(もしくはお住みになられてから)、お住いの地区の景観はどのように変わりましたか。
① とても良くなった ② 良くなった ③ 変わらない ④ 悪くなった ⑤ とても悪くなった ⑥ わからない
【理由があればご記入ください】

問4-3 お住まいの地区の景観で大切にしたい、好きな景観はありますか。(選択式・複数回答可)
① 海辺の景観 ② 山・森林などの自然景観 ③ 河川・ため池などの水辺景観
④ 樹木・公園・緑地などの緑の景観 ⑤ 田園風景・農村風景
⑥ 城下町の景観(城、神社仏閣、歴史的建造物や町並み)
⑦ 昔ながらのまちなみ(伝統的集落・旧街道沿いなど)
⑧ 現代的なまちなみ(駅周辺・市街地・主要道路沿いなど)
⑨ にぎわいのある景観(祭りや催しなど) ⑩ 眺望景観・山なみの景観
⑪ 季節を感じる景観(桜、新緑、紅葉など)
⑫ その他(具体的にお書き下さい)

問4-4 お答えいただいた景観について、具体的な場所や内容がもしあれば教えてください。(自由記述)

選択した番号	具体的な場所や内容
【記入例】 ⑦	本町地区の街並み



6. 岸和田の景観に関するアンケートの実施

市民アンケート

- 岸和田の景観に関するアンケートを実施(令和8年2月1日から3月6日で実施中)
- 岸和田市全体の景観や居住地区の景観、景観阻害要因、配慮・取組が必要な事項、景観啓発施策について調査

各設問文

- 問1 岸和田市のまちなみや自然などの景観に関心はありますか。
- 問2-1 岸和田市の景観を全体的に見てどう感じますか。(どのような印象をお持ちですか)
- 問2-2 この15年程(もしくはお住みになられてから)岸和田市全体の景観はどのように変わったと思いますか。
- 問3 岸和田らしい景観と聞かれて思い浮かべる景観を教えてください。
- 問4-1 お住まいの地区の景観についてどう感じますか。
- 問4-2 この15年程(もしくはお住みになられてから)、お住いの地区の景観はどのように変わったと思いますか。
- 問4-3 お住まいの地区の景観で大切にしたい、好きな景観はありますか。
- 問4-4 お答えいただいた景観について、具体的な場所や内容がもしあれば教えてください。
- 問5 岸和田市の景観を損ねていると思うものはありますか。
- 問6 岸和田市の良好な景観の形成に配慮や取組が必要だと思うものはありますか。
- 問7 岸和田市ではこれまでに様々な市の景観のPRに取り組んできています。ご存じの取り組みはありますか。また参加された催しなどがありますか。

設問の把握事項

- 問1・2-1 (岸和田市全体に関する)住民の景観への意識や行動への変化の把握 } 序章 景観特性, 等への反映を検討
- 問2-2 (岸和田市全体に関する)住民の景観への意識や行動への変化、実際の景観の変化の把握
- 問3 岸和田市を代表する景観の把握 → 第2章 眺望景観, 等への反映を検討
- 問4-1 (地域に関する)住民の景観への意識や行動への変化の把握 } 序章 景観特性, 等への反映を検討
- 問4-2 (地域に関する)住民の景観への意識や行動への変化、実際の景観の変化の把握
- 問4-3・4 (地域に関する)配慮すべき景観の把握 → 第3章 届出対象行為, 等への反映を検討
- 問5 対応すべき景観阻害要因の把握 } 第3章 景観形成基準, 等への反映を検討
- 問6 推進すべき景観施策の把握
- 問7 景観啓発施策に関するニーズの把握 → 第7章 計画の進行管理, 等への反映を検討